

介護サービスの利用手順 (要支援1・2及び介護認定非該当の方)

平成28年3月より、総合事業『介護予防・日常生活支援総合事業』が始まりました！これにより、介護予防サービスで行われていた「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が『介護予防・生活支援サービス事業』に移行します。
要支援と認定された方は、従来どおりの介護予防サービスが利用できます。

★受きたいサービスや、現在のお体の状態などについて、市の窓口でご相談ください。

基本チェックリスト
基本チェックリストは、25項目からなる質問で、日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。
基本チェックリストによる判定で、必要に応じて介護予防・生活支援サービス事業を受けることができます。

要介護認定の申請

非該当

要介護認定

認定

一般高齢者

介護予防・生活支援サービス事業対象者

要支援1・2

要介護1~5

介護予防・日常生活支援総合事業

一般介護予防事業
(ちょきん運動など)

介護予防・生活支援サービス事業
(訪問型サービス・通所型サービス)

以前の介護予防サービスの中から、「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」は、総合事業に新たな形で組み込まれました。

介護予防サービスがご利用できます。

特定福祉用具の購入や居宅介護住宅改修の他、介護予防訪問入浴介護や介護予防訪問リハビリテーションなど、さまざまなサービスを受けることができます。

※介護サービスを利用できます。別途、介護サービスの利用手順をご覧ください。